

令和2年度 第1回 赤穂市障害者自立支援協議会

1 開催日時 令和2年7月10日（金） 13:28～15:10

2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

児嶋佳文委員、内海貴美子委員代理教頭上田邦成、梅澤加織委員、黒川耕次委員、木村佳史委員、藤田真紀子委員、溝端善子委員、富田千賀委員、中川裕美子委員、山本亮委員、前田智子委員、松本松枝委員

(2) 事務局

柳生 信（健康福祉部長）、丸尾 誠（社会福祉課長）、松田留美子（障がい福祉係長）、田中宏樹（障がい福祉係主査）、吉田早希子（赤穂市障がい者基幹相談支援センター）

(3) オブザーバー

濱本さとみ（西播磨圏域コーディネーター）

4 報告事項

(1) 第5期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況（令和元年度）について【資料1】

(2) 令和元年度障がい者手帳等所持者数について【資料2】

(3) 令和元年度優先調達実績について【資料3】

(4) 令和元年度各施設等における一般就労状況等について【資料4】

(5) 令和元年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について【資料5】

(6) 事業所の開設・廃止等について【資料6】

5 協議事項

(1) 『第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画の策定について』

① 計画策定の概要及びスケジュールについて【資料7、8】

② 国・県の策定指針等について【資料9、10】

③ ニーズ調査等の実施について【資料11】

(2) 令和2年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について【資料12】

(3) 福祉相談窓口の愛称について【資料13】

6 情報提供・意見交換

(1) 令和元年度障がい者の職業紹介状況等について（龍野公共職業安定所赤穂出張所）

(2) 重度心身障がい者に対応した施設について（赤穂特別支援学校）

7 その他

(1) ヘルプマークの運用状況について【資料14】

(2) 手話言語条例関連の取り組み状況について【資料15】

8 閉会

事務局

失礼をいたします。定刻より若干早いのですが、本日お集まりいただく予定の委員の皆様がお集まりですので、始めさせていただきたいと思っております。私は社会福祉課長の丸尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。会長が決まりますまでの間、司会を務めさせていただきますので、お願ひいたします。

では初めに、本日の資料の確認をお願ひしたいと思います。

(資料確認)

それでは、改めましてただいまより令和2年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。

本日の協議会につきましては、赤穂商工会議所の小田委員、赤穂健康福祉事務所の柿本委員から事前に欠席のご連絡、また、本日医療法人千水会の深井委員より欠席の報告をいただいております。また、赤穂特別支援学校の内海委員より、本日代理出席での委員の報告を受けておりますのでお知らせいたします。

では次第2、柳生健康福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

事務局

失礼いたします。この4月1日から健康福祉部に異動してまいりました、赤穂市健康福祉部長の柳生でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日につきましては、今年度第1回の協議会開催ということで、お忙しいところ、また足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、本年度より2年間、本協議会の委員をお引き受けいただきましたこと心からお礼申し上げます。

本協議会では、お手元の設置要綱にありますとおり、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに中核的な役割を果たす定期的な協議の場ということで位置づけをさせていただいております。報告事項の説明、協議事項の審議、かなりたくさん資料がございますけれども、またそれぞれのお立場で感じ取られておられることなどご意見をいただき、意見交換という形でさせていただければと思っております。そういったことも含めまして、今後の社会福祉施策に活かすべく課題を協議する貴重な場として考えておりますので、年2回を基本にお集まりいただいております。

本年度につきましては、令和3年度からの新たな「赤穂市障がい福祉計画・赤穂市障がい児福祉計画」の策定年度となっております関係で、年4回程度お集まりいただく予定でございます。

計画策定にあたりましては、従来どおり、本協議会を策定委員会として位置づけ、委員の皆様からご意見を頂戴したうえで、より良い計画を策定するために、ご理解ご協力のほどお願ひしたいと考えております。

報告事項で説明がございますけれども、現在手帳を所持されている方、障害福祉サービスを受けられている方につきましては、延べ3,000人を超えていらっしゃいます。

それぞれ多様なニーズがございますので、それに少しでも応じることができるよう、本協議会におきまして、委員の皆様方からご意見を頂戴しながら、障がいのある人が今以上により安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、各種

	<p>施策に取り組んでまいりたいと考えてございますので、皆様方のご協力のほど、どうぞお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、次第3、自己紹介に移ります。</p> <p>本日の協議会が改選後第1回の協議会になります。このたび、新しく委員に就任いただきました委員もおられますので、一人ずつ自己紹介をお願いいたしたいと思っております。</p> <p>席の順で、児嶋委員より反時計回りで自己紹介をお願いいたします。よろしくお願いいいたします。</p>
委員	(自己紹介)
事務局	<p>ありがとうございました。なお、先ほどもご報告いたしました、本日は欠席となっておりますが、赤穂商工会議の小田様、赤穂健康福祉事務所の柿本様、医療法人千水会の深井様にも委員にご就任いただいておりますのでよろしくお願いいいたします。</p> <p>次に、委員とは別に西播磨圏域コーディネーターの濱本様にオブザーバーとしてご出席をお願いしており、本日もご出席いただいております。濱本様、自己紹介をお願いいたします。</p>
オブザーバー	(自己紹介)
事務局	<p>ありがとうございました。次に、事務局職員につきましてもごあいさつさせていただきます。</p>
事務局職員	(各自自己紹介)
事務局	<p>次に次第の4、会長及び会長職務代理者の選出に移ります。</p> <p>お手元にお配りしております、赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱をご覧ください。</p> <p>第5条第1項に「協議会に会長をおき、委員の互選によってこれを定める。」とされております。また、その第3項において、「会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とされておりますので、この場で会長及び職務代理者を選出させていただきたいと思っております。選出にあたりまして、どのような形でさせていただいたらよろしいか。ご意見等ございましたらお願いいいたします。</p>
委員	(事務局一任)
事務局	<p>ありがとうございます。事務局一任の声がありましたので、こちらから提案させていただきます。</p> <p>それでは、昨年度までと引き続きになりますが、会長に赤穂市社会福祉協議会の児嶋委員、また、職務代理者につきましては、本日欠席ではございますが、赤穂特別支援学校の内海委員にお願いできたらと思っております。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
委員	(異議なし)

事務局	<p>ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、会長を赤穂社会福祉協議会の児嶋委員、会長職務代理者を赤穂特別支援学校の内海委員にお願いしたいと思いをします。</p> <p>それでは児嶋会長は、前の席にお願いいたします。</p> <p>(席移動)</p> <p>児嶋会長よりごあいさつをいただきたいと思いをします。お願いいたします。</p>
会長	<p>失礼いたします。ただ今会長にご指名いただきました、児嶋と申します。改めまして、2年間よろしくお願いいしします。</p> <p>さて、本協議会につきましては、市内の障がい福祉に携わられている関係機関の様にお集まりいただきまして、それぞれのご専門における情報提供や、それぞれのお立場で抱えている課題等を情報共有しながら、関係機関が一体となって赤穂市の障がい福祉施策の推進、充実を図っていくものと考えております。</p> <p>また本年度におきましては、次期の赤穂市障がい福祉計画及び赤穂市障がい児福祉計画の策定年度ということになっておりますので、先ほど部長のあいさつにもありましたとおり、本協議会を策定委員会に位置付けるということになっておりますので、委員の皆様には、年4回集まっていただくことになっておりますけれども、ご協力をいただきたいと思いをします。</p> <p>本日の会議は、報告事項が6件、協議事項は3件を予定をいたしてしております。この協議会が有意義な場となりますよう、改めて皆様をお願いいたしまして、簡単ではございますけれどもごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、児嶋会長のほうに進行をお願いしたいと思いをします。</p> <p>よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>それではここからは私の方で会の進行を務めさせていただきます。</p> <p>議事の進行につきまして、ご協力をお願い致します。</p> <p>それでは次第5、報告事項(1)第5期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、第5期赤穂市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について資料1、PDCAシートをもとに説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料1と後ろについております参考資料をご説明させていただきます。</p> <p>2枚目のほうは活動指標にかかるサービス概要を参考につけさせていただきますのであわせてご確認ください。</p> <p>資料1のほうは毎年報告させていただいているものとなります。国民健康保険団体連合会の給付実績値による令和元年度の確定値ということで報告させていただきます。</p>

上からですが第5期計画で掲げた成果目標として3つの項目がございます。福祉施設の入所者の地域生活への移行についてですが、平成28年度の入所者数62人の9%の6人が令和2年度に地域移行することを目標としております。令和元年度までの累計は昨年と同数の3人となっております、令和元年度計画4人に対してまして計画比は75.0%となっております。

施設入所者について、令和元年度計画は平成28年度基準値62人に対して2人減の60人と設定しておりましたが、令和元年度につきましては、平成28年度基準値62人に対して2人増の64人となっております。

続いて、地域生活支援拠点の整備につきましては、障がいのある人の高齢・重度化を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を構築するもので、本市におきましては、平成29年度より既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携できる体制の整備を図っているということで、設置済ということがございます。

3つ目に、福祉施設から一般就労への移行についてですが、一般就労の目標数については、平成28年度実績の1.5倍の14人を目標としております。令和元年度実績は9人で計画値12人に対しまして計画比は75.0%となっております。詳細につきましては、報告事項の(4)でご説明させていただきます。就労移行支援事業の利用者は、令和元年度8人の計画に対して9人の実績となっております。就労移行率3割以上の事業所につきましては、3カ所中2カ所の計画としておりましたが、1カ所が達成ということになっております。

以上が成果目標になりますが、その成果目標を達成するために必要となるサービス提供量である「活動指標」につきましてご説明いたします。

表の左側が障害福祉サービス、右側が地域生活支援事業についてであります。

それぞれのサービスについて計画で定めた当初見込みと、年度末の実績値を記載しております。

表下部の「当該年度の評価」に記載しておりますが、計画に対する計画比が100%以下のサービスは重度訪問介護を除く訪問系サービス、居住系サービスの「共同生活援助」、日中活動系サービスの「生活介護」等であります。これは、前期実績の推移から算出した計画より利用者が少なかったことや、障がいの特性による受け入れ体制が確保されていないなどが要因として考えられます。

逆に、計画に対する計画比が100%以上のサービスは、訪問系サービスの「重度訪問介護」、日中活動系の就労関係のサービスや相談支援、障害児通所系サービスですが、就労系サービスについては、社会参加促進の観点から利用者数が増加傾向にあること、相談支援は新規事業所の開設により利用人数が大きく伸びています。また、障害児通所系サービスについては受入れ態勢の充実、連携体制の強化が図られたことが需要の掘り起こしにつながったことが主な要因と考えております。

地域生活支援事業について、活動指標には表れていませんが、意思疎通支援事業といたしまして、手話言語条例の関係について、聴覚に障がいのある人に対してタブレットによる手話専用ビデオ通話サービスを令和元年9月から開始してござい

す。また、その他の事業については概ね予定通り推移しておりまして、基幹相談支援センターの職員が令和2年1月から2名体制となったことで、さらなる相談支援体制の強化、関係機関との連携が図られていると考えております。

障害福祉サービスの次年度の改善点といたしましては、計画策定の段階で多くのサービスが前年度比増の見込み設定をしており、利用推移をみても計画比の向上が見込めないサービスがありますが、サービス等利用計画から見える需要と事業所の受け入れ態勢を鑑みて必要なサービス量の確保に努めたいと考えております。

特に就労継続支援、生活介護やグループホーム等について、次期障がい福祉計画の策定の際に、適正な見込み量の把握と必要なサービスの地域資源の確保が必要であると考えています。計画相談支援、障害児相談支援の不足が懸念されておりましたが、平成30年度、令和元年度に新規事業所が開設され、セルフプラン利用者の解消につながっていますが、サービス利用は年々増加しているため、さらなる体制強化に努めたいと考えております。

地域生活支援事業については、引き続き事業を継続して実施するとともに、障がいに対する理解促進のための研修・啓発を行ってまいります。また障がい者基幹相談支援センターを中心として関係機関と連携を図るよう努めてまいります。

以上を踏まえて、協議会でのご意見をご検討いただければと考えております。

説明は以上です。

議長	ありがとうございました。ただ今事務局から説明がございましたけれども、先ほどの説明につきましてご意見・ご質問等ございましたら、どなたからでも結構ですので、お願いしたいと存じます。
委員	すいません。こういった福祉サービスを利用される方が年々増えていると思うんです。それで、それを世話する側、サポートする側の人数っていうのは、それと比例して増えているんでしょうか。ちょっと確認なんですけれども、よろしく願いします。
事務局	障がい福祉サービスの事業所につきましては、ここ2～3年でいいますと、児童に関する事業所のほうは増えております。あと居宅介護、ヘルパーさんのほうの事業所等は増えておりますけれども、通所のほうの事業所に関しましては、ここ1～2年新規事業所はないといった状況でございます。
委員	ちょっと不足しているような状況ですか。
事業所	不足していると言い切れるところまではいってはないですけども、今後利用者が増えていくであろうことを考えますと、定員増であるとか、事業所が新しくできる見込みがないというのは懸念のされるところではあると思います。
委員	どうもありがとうございます。
議長	他にございませんか。
委員	地域生活支援拠点ができまして、あとこれからちゃんと整えていかないと、というところで、先ほどのお話で、面的整備をずっとやってきている、ということでお聞きしているんですが、面的整備ということは、実際ある事業所とかと連携を取り

	ながら、その事業所ができることを増やしていったり、受け入れたりということになるんですよね。
事務局	はい。委員おっしゃるとおりで、今ある社会資源を活用して整備していこうというふうに、こちら赤穂市のほうでは運用整備をしようと思っております。
委員	<p>そうなりますと、やっぱりあの現在の施設というか、やっぱり職員であったり、資格をもったサービス管理責任者であったり、そういう人材不足っていうのがきつとあると思うんですね。で、それが資格をもっている人が何人いるかっていうこともわからなくて、一般の募集をして探すということでもいいのかなと思うんですけど。そういうサービス管理責任者であったり、そういう資格を持っている人がいますよ、みたいな何かないのかなって思うことがちょっとあるんですが、そういう整備をするには、各事業所もそれなりに事業をひろげるということになれば、人材の確保というのが必要になってくると思いますので、人材育成というところはやはり力を入れていただきたい、ということです。</p> <p>それから就労定着支援のところなんですけれども、就労定着支援の事業所は赤穂にはないんですね。</p>
事務局	はい、市内にはありません。
委員	それはどういうふうに、赤穂として作ることをやっていくんですかね、これから。就労の法定雇用率があがりまして、就労、やっぱり一般就労がんばって皆さんしてもらおうというふうになってくると、やはりそれが一番大事やと思うんですね。そこのところがなかなかできなくて、A型のほう、A型だったら職員さんいらっしやって安心して仕事できるんだけど、一般就労になるとやっぱり企業に一人入るのがかなりしんどいというふうなところで、どれだけの定着支援ができていのかというのが、今一番本当に、続かなくなっている原因にもなっていると思うので、そのへんも計画の中に入れていただければと思います。
事務局	検討します。
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>この資料1のシート見ていただいて、右の下に協議会等の意見、というのがあるのですけれども、これにつきましては何か皆様の方で次年度に向けての改善点等踏まえましてご意見等があれば、あわせてお願いをしたいと思います。</p> <p>特にご意見等ないようでしたら、先ほど2名の方からご意見を頂戴いたしました。施設のハード面の整備、また人的な支援、これもしっかりと確保していくというようなご意見であったんじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>意見などにつきましては、先ほどのあいさつでもありましたけれども、今年度、次期の計画を立てることになっておりますので、その計画の策定にあたっては今期3年間ありましたけれども、今年度を含めて今期の利用ニーズ、これは計画値ですね、それとサービス提供の実績、これらについてしっかり検証をさせていただいて、その結果を成果目標なり、活動指標の設定に反映させること、というような意見がどうかと思うんですがどうでしょうか。よろしいでしょうか。</p>

委員	はい。
議長	<p>そうしたら、そういう意見にさせていただきます。事務局のほうよろしく願いいたします。</p> <p>では、報告事項（２）令和元年度障害者手帳等所持者数について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料２をもとに、ご説明させていただきます。</p> <p>平成２２年度以降の手帳所持者数、平成２６年度以降の障害福祉サービス等受給者証数等の推移になります。</p> <p>身体障害者手帳所持者につきましては、平成２５年度のシステム導入時に死亡・転出者の一部が反映していなかった特殊要因がありましたが、その後の実績も年々減少傾向にあります。全体に占める６５歳以上の高齢者の割合が７４．５％を占めている状況で、高齢者の死亡数が新規交付数を上回っていることが要因でございます。知的障がいの療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については、年々増加傾向にあります。</p> <p>自立支援医療受給者証は精神通院医療が年々増加傾向にあり、令和元年度は前年比１７人増の７２０人となっております。同じくらいの人口規模で、小野市が４８０人、加西市が５８４人であることを考えますと、非常に件数が多いということが言えると思います。</p> <p>何らかのサービスを受けている方、障害福祉サービス受給者証の交付数は平成２６年度と比較して５２人の増加、障害児通所支援は同１１６人の増加、地域生活支援事業は１３人の増加ということで、軒並みサービス受給者の数も増加傾向にあります。手帳の重複所持等を考慮しても３、０００人以上の方が、我々と何らかの関係があるということになります。</p> <p>説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局の説明に対しまして、何かご意見ご質問等がありましたらお願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>特にないようでございますので、次に移ります。</p> <p>報告事項（３）令和元年度優先調達実績について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料３、令和元年度優先調達実績について、ご報告させていただきます。</p> <p>本市では、毎年調達方針を定めまして、市役所庁内からの物品及び役務の調達において障害者就労施設等からの優先的な調達を推進しています。</p> <p>令和元年度の調達実績としては、弁当、お菓子など、物品系が５件、４１４、７００円、印刷、除草作業の役務系が１３件、１、３３３、７２８円となっております。年度別の推移をみますと、平成２９年度実績額が過去最高額を記録しており、平成３</p>

	<p>0年度は前年度比減額となっておりますが、令和元年度は若干ではございますが昨年度実績を上回っております。</p> <p>調達実績については、毎年公表することになっておりまして、6月号の広報及びホームページにおいて公表しております。そのタイミングに合わせて、市内就労施設の紹介記事を掲載し、市役所からの発注だけでなく、市民や企業からの発注にもつなげていければと思っております。</p> <p>2枚目以降は調達方針、各事業所が受注可能な業務等を添付しています。市役所から発注するには、このリストに作業名や品名を登録する必要があります。どの事業所でどんな仕事をしているか、職員にもメール等で周知を図っておりまして、調達実績の向上に努めたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いをいたします。</p> <p>これ金額の比較がありますが、件数は年度ごとにどのような推移、令和元年度と前年度と比較してどういう状況になっているのかわかりましたらお願いしたいんですけども。</p>
事務局	<p>件数については、平成30年度も18件で件数的には同じでございます。</p>
議長	<p>ということは同じような、同じ所属がだいたい同じようなことを継続しているということの理解でいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>概ねそんな感じです。</p>
議長	<p>はいわかりました。ありがとうございました。</p> <p>他、ございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので次に移らせていただきます。報告事項(4)令和元年度各施設等における一般就労状況について、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料4をご覧ください。市内障害者就労施設等における一般就労状況等についてであります。</p> <p>市内には令和元年度末時点で就労移行支援事業所3施設、就労継続支援A型事業所が3施設、就労継続支援B型事業所が8施設ございます。分類のところの赤穂市・市外については、サービスの支給決定を赤穂市が行っている人かどうかを示しています。資料1でも説明させていただいたとおり、令和元年度の一般就労移行者は、人数の一番下のところになりますが、9人となっております。就労移行支援から3人、就労継続支援A型事業所から1人、B型事業所から5人という内訳です。</p> <p>9人中6人が就業・生活支援センターさんにお世話になっており、令和元年度の特徴としましては、B型事業所さんからの一般就労が多かったというところあげられます。全ての事業所の定員251人に対しまして268人の登録、利用がございまして、全ての人々が毎日フルに利用する状況ではありませんので、若干の受け入れが可能というところございますが、最近の相談状況等も考えますと、今後の受け入れが不足が懸念される状況でございます。各施設さんのほうに、定員の検討等を</p>

働きかけするなどして、受け入れ態勢の確保に努める必要があると考えています。

続きまして、資料4の2枚目、赤穂特別支援学校の進路状況についてであります。

令和元年度の赤穂特別支援学校における進路状況についてですが、卒業生9名のうち、一般就労が2名、就労継続支援B型が1名、生活介護が1名、施設入所が5名となっております。施設入所者のうち、施設入所と就労Bの利用者、同じく施設入所と生活介護がそれぞれ1名という内訳となっております。

続きまして、西播磨障害者就業・生活支援センターにおける就労状況についてでございますが、こちらについては、委員の方からご説明をお願いします。

委員

はい、すいません。

表を見ていただいたとおりなんですけれども、赤穂市とその下が市外というところで、就A・就B・就労移行とあります。ここ数年、企業の法令順守の観点や人手不足から、障害者求人が増加して、障がいのある方の就職は順調に増加しています。傾向としましては、就労支援よりも定着支援に重点が移ってきています。

最近ハローワークさんはじめ、就労支援事業所、相談支援事業所、精神科の病院とかとの連携強化によって、精神障害、発達障害のある方の新規登録が半数近くを占めるようになりました。それに伴いまして、精神、発達障害がある方の就職件数も増加しましたが、他の障がいの方に比べて定着率が見劣りいたします。昨年度の1年経過時点での定着率は平均71%ですが、精神障害の方は61%と、ちょっと低くなっております。今後、関係機関と協力して精神や発達障害のある方への定着支援に、より力を入れていきたいと思っております。

昨年度の就職支援者につきましては28名で、18名が障害者専用求人にて企業の障害者採用意欲の増大を感じております。また、6名が当センターの縁故先に就労されましたが、企業との信頼関係が徐々に築かれてきたのかなと感じております。

昨年度の就職の状況ですけれども、約半数の方が製造業に就職されまして、残りの方が小売業、医療福祉、サービス業に就職されています。職種は半数以上が軽作業で、生産工程、事務作業と続きます。就業時間については、全体でフルタイムと短時間就労が半々なんですけれども、精神障害の方は70%が短時間就労となっております。今後もこの傾向が続くと思いましたが、今年度なんですけれども、6月中旬までコロナウイルスの影響で事業所訪問もちょっとままならなくて、あと内定取り消しが1件とか、あと事業所の自動車関係とか老人系サービスの業績悪化により、解雇者が2名出ている状況もあります。

新たな障害者求人も滞っている状態で、この状態が長引けば12年前のリーマンショック時の以上にそういった就職なりそういったものが落ちてくるのかな、ということも考えております。

以上になります。

議長

はい、ありがとうございました。

事務局及び委員の方から説明がございました。このことにつきましてご質問等がありましたらお願いをいたします。

ないようでしたら、報告事項の（５）令和元年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況についてに移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

基幹相談

それでは資料５をご覧ください。

令和元年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況ということで、基幹相談支援事業につきましては、専門職員を配置し、窓口、電話、訪問による相談業務を実施しております。別紙相談件数一覧、こちら見ていただきましたとおり、１月から基幹の相談員が２名体制になりましたので、若干ではありますが相談は増加傾向にあります。障害の種別としましては、精神の方に関する相談が多いです。相談の内容は、「その他」がとて多くなっているんですけども、特にこの中に分類されております、日々の不安の解消であったりとか、情緒の安定に関する相談っていうものがとても多いです。基幹にくる相談に関しましては、やはりご本人さん一人で来られるというよりは、関係機関からのご相談であったりとか、地域の民生委員さんであったりとかからのご相談が多い状況です。その中でも、本人さんの障がいの問題だけではなく、環境であったりご家族の問題、経済面であったり、色んな事情が複雑に絡んでいるような状況です。そういったことでもありまして、訪問８７件、ケース会議２４件ということであげさせていただいておりますが、基幹相談支援センターだけではなく、市役所内の他の部署、子育てや社会福祉、介護などの関係機関、地域の施設、相談支援専門員さんや民生委員さんという方たちのご協力を得ながら支援を続けているような状況です。

次の地域生活支援拠点事業についてです。「体験の機会、場の提供」ということで、毎月各事業所の方に利用状況調査を送らせていただいております、その結果を市内事業所さんと共有させていただいております。地域の体制づくり、ということで、「顔の見える関係性づくり」を主眼といたしまして、下にたくさん書いておりますこちらの会議の方に出席させていただいております、関係機関さんとの連携の強化に努めております。

次の障害者自立支援協議会運営事業につきまして、部会の運営をさせていただいております。別紙に各種部会があるんですけども、相談支援部会につきましては、昨年度３回実施しております。地域生活支援拠点という課題に関して、昨年度は検討を行っております。しごと部会に関して、昨年度は外部の事業所さん、企業さんをお呼んでの事業所見学ツアーというものを実施しております、それと合わせまして、拡大版ロビー販売を実施しております。その他、自治会長会研修会だったり、作業療法士との連携学習会ということで、色んな方たちとの連携の強化を図っております。こども部会に関しましては、その前の年度から引き続きまして子ども支援マップのほうを作成しております。昨年度の間に完成しております、本年度に入りましてから近隣の事業所さんや教育機関、保健センターさんなどに配布を開始させていただいております。次のくらし部会ですけども、ＳＴＴ交流会と音楽交流会、定期的にＳＴＴ交流会実施しております、音楽交流会を年２回、昨年度は実施し

	<p>ております。</p> <p>理解促進推進事業のほうでは、障がいのある方に対する理解を深めるため、ということで、あしたば園さんの親の会のほうで就学後利用できるサービスについての研修と、社協さんで実施しました生活支援サポーター養成講座のほうで、「障がいのある方との接し方」ということで講座をさせていただいています。あとは相談員自身のスキルアップのために、下記研修に参加させていただいています。</p> <p>前年度基幹の報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局から説明がありましたけれども、何かご質問等ありましたらお願いをいたします。</p>
委員	<p>すいません。しごと部会の中で、自治会長会研修会っていうのがあって、非常に興味深いんですけども、あの、どんな風な研修内容で、参加された方のご意見とかはどんなだったのかっていうのを教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>市内の各自治会の会長さんに来ていただいて、49名参加いただいております。市内にあります就労支援施設から、職員さんに出ていただいて、自分たちの事業所でこういう取り組みをしています、ということを紹介させていただいて、地域の皆さんに障がい者の就労というのを理解していただくところを目的で研修会をさせていただきました。皆さん、地域に事業所がなんとなくあるんやなあとか、ここって障がいの事業所なんかなあというのは、何となく知ってるという感じだったんですけども、それが何を目的としてどういう人が通っているのかとか、どんなことをしているのかということをご存じない方もたくさんいらっしゃったので、この時の研修を機会に、事業所の内容がよく知ることができてよかったです、という感想が結構ありました。あとは、ここのつながりから事業所さんのほうに販売の機会を得たりとか、おみやげとして自治会の行事で使われたりというところに繋がった、というのも聞いております。</p>
委員	<p>すいません、どうしてこういう会を開こうっていう話になったのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、自治会長会の研修なんですけど、こちらにつきましては、自治会を担当しております市民対話課の方からなにか研修をしたいんですけども、何かいいものはないだろうかと提案をいただきまして、こういう就労支援事業があって、自治会長さんに知っていただいて、草の根運動というわけではないですけども、少しでも販促でありますとか、こういう事業所を知っていただく、という主旨をもって、研修してはどうだろうかと提案したところ、快く引き受けていただいたというようなところでございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>特にないようでございますので、次に移ります。</p> <p>報告事項(6)事業所の開設・廃止等について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料6をご覧ください。</p>

1は新規開設の事業所となります。現在中浜町で児童発達支援と放課後等デイサービスを行っておりますGENKI-KIDS風音さんが令和2年4月1日から保育所等訪問支援を開始しております。

続いて、廃止の事業所となります。赤穂精華園有年事業所さんが令和2年3月31日をもって、就労継続支援B型と共同生活援助の事業を廃止しております。なお、欄外にも記載しておりますが、就労継続支援B型は赤穂精華園やまびこ寮の就労継続支援B型と、また共同生活援助事業所は赤穂精華園共同生活援助事業所と事業統合をしております。次のページに移ります。同じく廃止の事業所になりますが、赤穂精華園やまびこ寮の就労移行支援事業所につきましても、令和2年3月31日をもって事業の廃止をしております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がありましたけれども、このことにつきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

特にないようでございます。

それでは報告事項事項全般についてご質問がありましたらお願いいたします。

ないようでございますので、報告事項についてはこれで終了させていただきます。

6の協議事項に移ります。

(1)「第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画の策定」につきましてご協議をいただきたいと思っております。まず、①計画策定の概要及びスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料7をご覧ください。

第6期の障がい福祉計画・第2期の障がい児福祉計画概要及びスケジュールをご説明をさせていただきます。

まず計画策定の概要となりますが、計画の法的位置づけといたしまして、障害者福祉計画につきましては、障害者総合支援法第88条第1項に、障がい児福祉計画につきましては児童福祉法第33条の20第1項に規定されております。

計画の期間につきましては、赤穂市障がい者福祉長期計画として平成30年度から令和5年度までの第3次赤穂市障がい者福祉プランを策定しており、その中で平成30年度から令和2年度まで第5期赤穂市障がい福祉計画・第1期赤穂市障がい児福祉計画を策定しております。次期計画は第3次赤穂市障がい者福祉プランの中間見直しとして、令和3年度を始期として令和5年度までの期間ということで、今年度中に令和3年度に向けて計画を策定することとされています。次のページに移ります。

今回、国が示す基本指針の見直しがされておまして、①～⑩までの10項目の見直し概要がございます。①地域における生活の維持及び継続の促進、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③福祉施設から一般就労への移行、④「地域共生社会」の実現に向けた取組、⑤発達障害者等支援の一層の充実、⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備、⑦相談支援体制の充実・強化等、⑧障がい者

の社会参加を支える取組、⑨障がい福祉サービス等の質の向上、⑩障がい福祉人材の確保といった点の見直し項目があります。こういったところをポイントに障害福祉計画等を各自治体で策定していただくということになります。基本指針の見直しのポイントにつきましては、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、その下の4の今後の策定スケジュールについてです。資料8のスケジュール概要と合わせてご覧ください。障害福祉計画等の策定につきましては、自立支援協議会を計画策定の協議の場として位置付けまして進めさせていただきたいと考えております。本日、第1回目の協議会としまして、計画策定の概要とか、この後になりますがニーズ調査の内容確認といったものが主になります。ニーズ調査を8月にかけて実施いたしまして、また、これまでの計画の評価、進捗状況、計画に記載されている内容がどこまで進んでいるかといったような進捗管理をいたします。第2回の協議会には、ニーズ調査の結果の報告や現計画の現状と課題、次期計画の見込み量等をお示しできたらと考えています。第3回を11月中旬から下旬で予定をしております、この時に計画案をお示ししませてご議論いただき、12月中にはパブリックコメントを実施したいと考えております。そして、パブリックコメントを踏まえまして、1月下旬から2月上旬を目途に第4回、最終の協議会をと考えています。第4回でご承認いただきまして3月初めには計画書を作成、印刷・製本したいと考えています。サービス見込み量に関しましては、県との調整がありますので、この1年間、適宜サービス見込み量を算出しながら、数値の方もこの会議でご提示させていただきたいと考えております。

次、5番のニーズ調査の実施についてです。次期計画につきましては国・県の指針に従って策定していくこととなりますが、第3次赤穂市障がい者福祉プランの中間見直しであり、計画の方向性を見直しではなく数値目標の見直しが主となってまいります。赤穂市といたしましては、手帳の所持者数や障害福祉サービスの利用実績等、既存の情報だけでも次期計画の見直しは可能と考えるところではございますけれども、障がいのある方が必要と感じている日々の支援でありますとか、課題について、ご意見をいただきたいと考えています。ニーズ調査につきましては、団体・事業所向けの調査ということで、市内事業所でありますとか、本日お集まりの皆様が所属する団体等、合計52か所に調査票を発送する予定としております。委員、皆様の事業所等にも近々送付させていただきまして、8月14日を回答期限とさせていただきますようお願いいたします。

委員の皆様には、ニーズ調査や計画策定全般で本日を含めて4回お集まりいただく予定としております。より良い計画策定のために皆様のご意見をいろいろ頂戴できたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から新たな計画の概要及びスケジュール等について説明がありました。何かご質問、ご意見等ありましたらお願いをしたいと思います。

特にならぬようでございますので、次、②国・県の策定方針等について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料9をご覧ください。

国・県の次期計画の策定方針等ということで、本市の計画をこれから策定するにあたりまして、国・県の方針に沿った形で進めていくこととなります。国の方針、県の方針はイコール市の方針に近いものということにとらえていただければと思います。資料9につきましては厚生労働省の資料となりまして、国が定めた基本指針が5月に改正、告示され、その基本指針に従って各自治体において次期計画を策定することになりますので、赤穂市の計画もこの基本指針を念頭に置いた形で計画策定を行うこととなります。

資料9の1枚目、横長の資料をご覧ください。

その2枚目のところですが、基本指針見直しの主なポイントとしまして、先ほども申し上げましたが10点項目が挙げられております。今回の基本指針の見直しの概要としましては、障害者等の自立支援の観点から、入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応した体制を整えまして、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための体制整備を進めることが主なポイントとなってきます。地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備や地域生活支援拠点等の整備と機能の充実、精神に障がいがある人が地域で安心して暮らせるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることなどを計画に記載することとなっております。また、障がいのある方が地域において自立して暮らしていくためには各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要であり、さらなる充実と強化に向けた検討が必要とされておりまして、これらに関する成果目標についても見直しが図られております。

続きまして、3.の成果目標についてです。成果目標については、7項目が挙げられています。こちらにつきましては、これまでの実績をもとに国が見直した次期計画における成果目標を設定しております。このうちの6番、7番につきましては新たな成果目標項目となっております。資料9の2枚目からは基本指針見直しの主なポイントと3番の成果目標の内容について、項目ごとの説明を添付させていただいておりますので、ご一読いただければと思います。

続きまして、資料10をご覧ください。A3の大きな資料になります。計画策定にあたりまして、兵庫県の次期ひょうご障害者福祉計画・第6期兵庫県障害福祉推進計画と足並みをそろえる必要がありますので、兵庫県の策定方針等について概略を説明させていただきます。

1枚目の1番は、障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画を一体とした「ひょうご障害者福祉計画」を策定するための根拠及び計画期間等が記載されております。

その下の2番につきましては、障害福祉計画等の部分として、国の基本指針に沿っ

て現計画と次期計画の変更点が記載されております。左側の新旧の表の「新」の項目の下線部分が国の改正部分を反映したものとなっております。1枚目の右側から2枚目の左側にかけましては成果指標の考え方になります。一覧表を見ていただきますと、真ん中あたりの新規の欄に○があるもの、これが次期計画からの新規項目となります。市町入力のところ丸印のある項目が市町の計画の成果指標として設定するものとなります。県・市町の計画に定める事項がこれだけありますよ、ということで、こちら指針に示されているとおりです。また、2枚目の3の活動指標の考え方というところですが、成果指標等を達成するために必要な個別事業に係る活動指標と目標値を設定することとなっております。4のその他の率先取組指標につきましては、県独自の指標設定となります。

最後に県の策定スケジュール案が示されておまして、市としましては、適正に実績値、見込み量を把握したうえで、兵庫県の計画と足並みをそろえ、指針に従って計画策定していくということで、連携を密にして策定業務を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長	ありがとうございました。ただいま事務局からご説明があったわけですが、何かご質問等がありましたらお願いをいたします。
委員	<p>入所施設の立場から少し意見を言わせていただきます。この障害福祉計画というのは、施設入所者の地域生活への移行っていうのをずっとうたってくださっています。</p> <p>一人一人に目を向けるのではなくて、基準となる年度の数値に%をかけたものを目標値とするという、意味があるのかないかわからないようなものになっているな、と常に思ってきたんですけども、もし、お願いできるのであれば、なぜ、地域、赤穂市内ですね、赤穂市内に住んでおられる方が入所施設に入所することになったのか、なぜ、赤穂市内で生活し続けられなかったのか、その理由は何なのか、ということをや一人ひとりをみて検討していただきたいと思うんです。</p> <p>この最初の資料1を見せていただいても、施設入所者数は逆に増えているということで、私は施設入所者数が増えることは別に悪いことだと思っていないです。ただ、これから入所、今入所されている人の一人ひとりの調査をするというのはなかなか難しいと思うので、これから入所する人にあたっては、地域で生活していくには何が不足だったっていうことを是非検討して、それを積み上げていく仕組みを作っていくだけでいいと大変ありがたいな、という風に思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	なにか事務局のほうからありますか。
事務局	貴重なご意見ありがとうございました。委員がおっしゃっていたことは、ひいては地域生活支援拠点の整備につながることになろうかと思っております。窓口でもご相談を受けておりますと、やはり介護者ですね、保護者の方等が高齢になりまして、子

	<p>どもを施設に入れざるを得ない、という意見が多数ございまして、私たちはそれを受けて、じゃあ施設入所のお話を進めましょうか、ところにはなってくるんですけども、果たしてその子どもたちが本当に施設入所しなくてはならない状況なのか、いろんなサービスであるとか支援を受けて、地域で生活することはできないのだろうか、というところを考えていく必要がこれから先増えていくことになってくると思います。</p> <p>計画では、もう国の方から指定されておりますので、ここを変更するっていうことはできませんし、目標値は設定しなければならないんですけども、地域生活支援拠点の整備をしていくなかで、これはやっぱり一つの大きな問題点だと思っておりますので、また関係機関とも協議しながら、そういう点も含めて地域生活支援拠点の充実を進めていきたいと思っております。</p>
議長	<p>他にございせんか。</p> <p>それでは次、③ニーズ調査の実施についてに移ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは資料11の方をご覧ください。</p> <p>先ほどもお話しさせていただきましたが、次期計画の策定にあたりましては、障害福祉サービスの利用実績等、既存の情報で把握できないところを、団体さんや事業所さんを窓口としまして、障がいのある人が日々感じておられる課題や問題点を拾い上げるために、ニーズ調査を実施したいと考えております</p> <p>今回の計画や数値目標の設定には直接関係のない項目も中にはありますが、調査の内容としましては、まず最初に、団体の設立や概要を記入していただきまして、2ページ目以降は障がいのある人を取り巻く日常生活について、ちょっと項目がたくさんあるんですけども、項目ごとに現状とか問題点、課題点を全部で17項目お伺いしております。その他に地域共生社会を実現していくための取組であるとか地域移行を進めるための支援、赤穂市で重点的に取り組んでほしい施策というのをご記入いただくようになっております。団体や事業所さんによっては答えにくいとか、分からないという項目もあると思いますが、そういう場合は空欄でも結構です。できる限り書ける範囲のところ結構ですので、ご意見を頂きたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上です</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。委員の皆様の方から何かご質問等がありましたらお願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。そしたらこういうニーズ調査がそれぞれの事業所にいきましたらご協力の方よろしくお願いをしたいと思っております。</p> <p>他に何かご意見等ございせんか。</p> <p>ないようでしたら、この(1)①から③まで事務局の方から提案説明がございましたけれども、これらについてご承認をいただくということでよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長	<p>はい、ありがとうございます。ご異議なしということで承認することといたします。</p> <p>次に移ります。(2) 令和2年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
基幹相談	<p>それでは資料12をご覧ください。</p> <p>令和2年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業運営業務委託事業計画書です。</p> <p>1の基幹相談支援事業につきましては、昨年度に引き続きまして総合相談、専門相談を受けていこうと思っております。地域の事業所さんからのご相談だったり、困難ケースにつきましても、一緒に相談しながら対応していけたら、と思っております。</p> <p>また、定期的に今年度は隔月で定期開催するのですが、相談支援部会を開催いたしまして、ケース検討等を通しまして相談員自身のスキルアップですとか、地域の課題の抽出と連携強化に努めていきたいと思っております。</p> <p>2の地域生活支援拠点事業、先ほどから話題になっていることなんですけれども、こちらにつきましては、相談支援部会を定期開催するなかで、本人さんであったりご家族さんに接して課題を一番キャッチしやすいのが相談支援専門員かと思っておりますので、相談員がキャッチした地域の課題であったり、いかに地域でその人の生活を支えていくのか、施設に入らず地域で生活していけるサービスとかの手はないのか、という視点も持ちつつ拠点事業に繋げていけたらと思っております。この事業の実施に関しましては、相談支援専門員だけではなく、やはり地域の各事業所さんのご協力というのが不可欠でないのかと思っております。面的整備ということもありまして、事業所さんに色々ご協力をお願いすることがとても多いと思うんですけれども、そのためにも、事業所さんの理解を深めていただくというのもありまして、地域の事業所の福祉職の方に対する研修なども実施していければと思っております。</p> <p>3の自立支援協議会運営事業につきましては、相談支援部会に関しましては、先ほども申しましたとおり隔月開催していきます。しごと部会に関しましては、今年度はコロナウイルスの影響もありまして、外部企業さん対象での見学ツアーというのは実施せず、まずは市内の就労支援事業所さん同士の見学を行いながら、お互いの取り組みを学んだりしつつ、地域の支援力の底上げを図っていこうと思っております。また9月の障害者雇用促進月間にあわせまして、拡大版ロビー販売を実施して、その際に販売だけでなく事業所さんの紹介のパネル展示というのを行いまして、障害者の就労支援についてというのを少しでも来庁者の方や市民の方の目に触れるような機会を設けていけたらなと思っております。こども部会に関しましては、今年度はまだ開催は出来ていないんですけれども、子ども支援マップの配布は実施しております。昨年度の部会の中で、マップではなく事業所ごとの詳細版の冊子づくりをできたらなという意見がでておりますので、そちらの作成を進めていければ</p>

	<p>と思っております。また、こども部会に関しましては、福祉の事業所さんだけでなく、教育の分野からの学校関係の方も入っておられるような部会ですので、福祉と教育それぞれの理解を深めていくということで、事業所紹介を実施していけたらと思っております。くらし部会に関しましては、当事者の方であったり事業所さんのほうからニーズが上がってきましたら開催していけたらと思っております。</p> <p>4の理解促進等推進事業につきましては、今年度はあしたば園の親の会であったり、生活支援サポーターの研修であったりで話をさせていただく予定になっております。また、先週、民生委員児童委員協議会さんの研修でお話をさせていただいております。それ以外でも、障がいについてだったり理解促進についてということでご依頼があれば検討していこうと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて質問等がございましたらお願いをいたします。</p> <p>特にないようでございますので、只今の事業計画については承認することにご異議はございませんか。</p>
委員	(異議なし)
議長	<p>ご異議なしということで事業計画につきましては承認することといたします。</p> <p>次(3)赤穂市障がい者基幹相談支援センターの愛称について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料13をご覧ください。</p> <p>赤穂市障がい者基幹相談支援センターにつきましては、平成29年4月から委託によりまして事業実施しております。当初は相談員1名で運営しておりましたが、令和2年1月から相談員が1名増員となりまして2名体制で運営しております。基幹相談支援センターにつきましては、これまでも広報にも記事を掲載していただくなど周知には努めているところではありますけれども、現実としてはなかなか市民の皆さんに認知されているとは言えない状況です。基幹相談支援センターの配置を窓口に近いところにしまして、より相談しやすい体制にもなっておりますので、市民の皆様は相談窓口を覚えていただくためにも、親しみやすい愛称をつけてはどうか、ということになりました。資料13につきましては自立支援協議会の各部会さんや市の職員で考えた愛称候補が7点ございます。</p> <p>(上から簡単に紹介)</p> <p>最終的には市の方で決定することにはなりますけれども、基幹相談支援センターの愛称ということでもございますので、こちらの協議会の委員さんのご意見を頂戴いただきまして、2、3点候補として挙げていただければなと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、今事務局の方から説明がありました。何かこの件につきましてご質問等がありましたらお願いをいたします。</p> <p>先ほど事務局のほうから2つか3つ選んでいただくという意見があったんですけど</p>

	<p>れども、皆さんの方からこれがいいんじゃないかな、というようなご意見があったらお願いしたいと思います。</p> <p>事務局どうぞ</p>
事務局	<p>すいません。これですね、最終的には市の方と言いますか事務局のほうで決定はしていきたいと思うんです。ただ、事務局で勝手に決めるよりも皆さんの意見も聞きながら参考にさせていただきながらというところになりますので、もしよろしければ、「こんなやつが響きがいいんじゃないの」というようなところで、例えばですけども、2回くらいですかね、2つくらい候補をちょっと今見ていただいて、手を挙げていただいて、その人数を今後事務局で決める際の参考にさせていただければと思うんですが。</p>
議長	<p>はい、事務局のほうから一人2回くらい手を挙げていただいて、その中から上位2つになろうか3つになろうか、こういう意見が多かったという形で事務局のほうに返していくと、いうことが提案されたわけですけども、これでさせてもらいましょうか。よろしいですか。</p> <p>大きく分けたら7つあるんですけども、一つのところに2つあったりしますんで、これはそれぞれ手をあげていただきますんで、一人2回あげていただくということでお願いいたします。集計については事務局のほうでお願いいたします。</p>
	(一人2回挙手)
議長	それでは集計の結果を事務局の方から報告をお願いします。
事務局	<p>そうしましたら、先ほどの集計の結果をお願いいたします。</p> <p>多いところから、「えーる」が9名、「つなぐ」が7名、「はーとふる」が4名、「こみゅ」「Face to Face」がそれぞれ2名、「TSUNAGU」「ハートフル」が1名、「ループ」「サークル」「コミュ」「えん」につきましては0名となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それではこういう結果だったということでまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではこれで協議事項は終えまして、7の情報提供・意見交換に移りたいと思います。</p> <p>(1) 龍野公共職業安定所赤穂出張所様から、「令和元年度障がい者の職業紹介状況等について」、委員の方から説明をお願いいたします。</p>
委員	<p>私の方からは、先日、6月22日に兵庫労働局のほうでホームページで公表いたしました、令和元年度障害者職業紹介状況、こちらの資料についてお話をさせていただきます。</p> <p>太字が目に入ってくるかと思います。県内ハローワークを通じた障がい者の就職件数が10年連続過去最高を更新、そして精神障害者の就職件数が5年連続で身体障害者の就職件数を上回る、というところがございます。</p> <p>これはですね、企業における障がい者雇用の理解が進んでいるということ、それから就職を希望する障がい者の方が増加していること、などが要因と考えられています。</p>

ます。また、ハローワークにおきましても、各種助成金の支給であったり、ジョブコーチによる支援、就ポツや障害者職業センターなどの関係機関と連携した就職支援を充実させていると、障害者雇用を促進しているというところでございます。

この表のとおりですね、障がい者の就職件数は3,920件と前年度より18件、0.5%増ということになっております。また新規求職申込件数は8,548件で、対前年度で429件、5.3%増ということでこちらのほうは9年連続増加ということになっております。

就職件数につきましては、障がい者全数の対前年度比は微増でありましたけれども、その他の障がい者の伸びが顕著となっております。これは、身体障害者の方は高齢化、登録者の3分の2が55歳以上ということでございまして、身体障害者の就職件数が減少傾向にあります。精神障害者の方は右肩上がりで登録の方が増えておりまして、それに伴い就職者数も増加しているということです。その他の障害者というのはですね、身体障害者手帳とか療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しない、保有していない発達障害者の方であったり、高次脳機能障害、難治性疾患患者の方ということなんですが、なかでもやはり発達障害者の方の上昇が顕著ということで、要因の一つとしては報道等により広く発達障害の方が知られていること、それから多くの人が医療機関を受診したことというところが、診断基準で変更されたところで該当する方が多くなって増えたこと、というのが挙げられております。

2ページ以降につきましては、障がい者の就職状況の概要であったりとか、4ページからは障がい種別の状況、9ページからは産業別の割合、産業別の就職状況、10ページは職業別の就職状況ということになっておりますので、またこちらのほうはご確認いただけたらと思います。

このように障がい者の就職というのは伸びてきているんですけども、特に精神障害者、発達障害者にかかる就労支援の課題点としては、やはり定着率をいかに上げていくかというところ、これが重要というところになっております。個々の特性も全く違うので、障がい者の方にどのように接すればよいか、その対応に苦慮されている企業というのも少なくありません。そこでですね、支援機関等と協力しながら、就職後のフォローというのを行ってございまして、最後のページにリーフレットの方、お付けしているんですけども、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座、それから出前講座というのを開催してございまして、精神・発達障害者の方への理解を深めて広めて定着率の向上や雇用の促進というところにまず努めていこうということでございますので、またよろしく申し上げます。

以上です。

議長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、なにかご質問等がありましたらお願いいたします。 ないようでございますので、引き続きまして(2)赤穂特別支援学校から「重度心身障がい者に対応した施設について」、説明をお願いいたします。
委員	失礼いたします。赤穂特別支援学校でございます。

今もハローワークさんのほうでもお話があって、すごく今企業さんとかは今まで相手もしてくれなかったような企業さんが体験に来ないかというのを、本当に5、6年前とは全然違う状況ですごく追い風になっていて、すごく本当にありがたい状況が続いております。学校も、子どもたちの何が適しているのかということで、たくさん今は外に出るように昨年度から進路指導のシステムを変えております。本当に市内の企業さんとか施設さんにもものすごく協力をしていただいて、本当にたくさんさんの体験を、外での、学校では体験できないことをたくさん体験させていただいて、すごく有難い状況を今学校でも努力をしていますし、市内のご協力も本当にありがたいと思っております。

その中で今、一つ大きな課題となっているのが、本年度、重症、医療的ケアを必要な生徒が3名、3月に卒業する予定です。なかなか通所する場所が、なかなか市内にそういったところがなくて、今姫路市内のほうに行くと、姫路市の事業所とかそういった形のところに行ったりはするんですけども、なかなか受け入れがやっぱりあちら、姫路市内のほうが優先的になっていたりとかして、受け入れがなかなかしていただけないという状況があります。

今年一気に3名、今まで医療的ケアが必要な生徒っていうのがいなかったんですけども、今年度初めて3名一気にそれが出てくるということで、今進路指導部長が本当に困っていて、ここに来るまでも話をしていて、少しお話をしてくださって、ということで今ちょっと話をさせていただきます。なかなか難しいとは思っています。何かできるということは難しいとは思っていますけれども、やっぱり市内でもそういったかなり重度の心身障害の受け入れということについて、少し考えていただければと思っております。現状では、市内の生活介護事業所に行かせていただくということになるんですけども、やっぱり3名いますので、なかなか難しいところもあって、例えば看護師さんの方が14時までで終わってしまうとかというのがあったりして、なかなか14時までだと保護者の方々もお仕事ができなかったりということもあるので、それを少しでも、15時とか16時とかまで延ばしていただく、そのためにちょっと市からも少しそういうお金のようなものもいるかな、とは思っていますけれども、そういった財政的な支援をしていただきながら、保護者のニーズにも少し答えていただけるようなことを少し考えていただければ、と思っております。それがまず一点、標題の件となります。

それから、先日、PTAの自治会がありまして、これは県の方にも要望したりしているんですけども、児童の相談事業があるかと思うんですけども、これは保護者さんから多数出てきたんですけども、児童の相談員に子どものことで相談できるのは18歳までということになっているかと思うんです。それ以降はまた、相談員さんがまた別の方になってしまっていて、結局もう一度また最初からすべて説明していかなければならない。もちろん書類とかでの引継ぎはされているかと思うんですけども、保護者から、それは結構負担なんだということでおっしゃっていただきましたので、何か、なかなか難しいと思うんです。児童の相談ということと、卒業後

は変わるというのは仕方ないのかなとは思いますが、そこを上手く今さっきの言葉であれば、「つなぐ」というか、そういったものを少し何か考えていただけたらなというような意見が、これは保護者の意見として出ていましたので、情報提供という形にこちらはなるかとは思いますが、ぜひお願いしたいと思っております。

また、放課後デイサービスなんかでも、生徒が在学中は15時以降もデイサービスを利用して働くことが保護者さんには出来ていたんですけども、卒業後っていうのは15時以降はなかなか利用のサービスがないんだというようなご意見もお伺いしています。

まだ私もそこまでは詳しくないんですが、保護者のニーズというところでそういった意見がでていたということで、これは県の連Pなんかでも意見を挙げているようなことですので、また赤穂市内でも少し共有していただければ、ということで情報提供させていただきました。

以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご意見やご質問等ありましたらお願いをいたします。

特にならぬようでございます。

先ほどありました支援学校からの情報提供等については、何かいい方法等がありましたら、直接相談していただけたらなと思っております。

事前に申し出をいただいております、情報提供・意見交換については以上でありますけれども、何か他の委員さんからございましたらお願いをしたいと思います。

特にならぬようでございますので、次、8のその他に移ります。事務局の方から説明をお願い致します。

事務局

それでは資料14をご覧ください。

ヘルプマークの運用状況の報告を簡単にさせていただきます。

令和元年度のヘルプマークの交付人数は50名、ヘルプマークは49個、ヘルプカードが43枚となっております。平均してだいたい月に4個程度の交付となっております。啓発状況としましては、広報あこうに不定期にヘルプマークの掲載をしております。掲記のとおり計6回掲載をさせていただいております。また市のホームページにもアップをしております、周知を図っているところでございます。

続きまして資料15をご覧ください。

手話言語条例の運用状況の報告でございます。項目の頭に黒丸と白丸がありますけれども、白丸は令和元年度の新規事業になります。新規の取組の一つめとしまして、先ほどの報告でも申し上げましたが、タブレット端末による手話専用ビデオ通話サービスを始めました。利用内容は、市役所の業務に関することへの問い合わせでありますとか、手話通訳の依頼等となっております、主に市の手話設置通訳者が対応することとしております。3月末時点で7名が登録し、15回のサービス利用がありました。2つめの新規事業としまして、手話奉仕員養成講座の担当講師を養成するための研修を、赤穂ろうあ協会のろう者の方に受講していただきました。

この研修をうけていただいたろうあ協会の方々に、今年度の手話奉仕員養成講座入門課程の講師をお願いする予定としております。一番最後になります、その他の研修になりますが、市役所内や社協さん、一般企業さんへの研修とか啓発につきましては、掲記のとおりさせていただいておりますけれども、市の職員と障がいをお持ちの当事者の方がなるべく一緒に実施しております、当事者を置き去りにすることなく当事者の気持ちに沿った研修の啓発を行っていきたいと考えております。

もう一点、特別定額給付金の担当の方からのお願いでございます。

赤穂市の特別定額給付金の給付につきましては7月9日現在で申請率が98%を超えておまして、残りの未申請者が337人となっています。赤穂市の申請受付の締め切りは令和2年8月25日火曜日までとなっておりますが、給付金の担当から7月下旬と8月、今後2回未申請者に対して申請勧奨の文書を発送する予定であると聞いております。今一度、皆様が属しております団体の会員様でありますとか、事業所の利用者様のほうに、「給付金の申請手続きは済みましたか？」というお声がけをしていただければと思います。障がいのある方はなかなかお一人では申請することが難しかったり、中には本人さんだけではなく家庭ごと支援が必要な方もおられるかと思っておりますので、ちょっと気になるような方がおられましたら「申請行った?」「まだやったら申請行っておいで」とお声がけいただきまして、ご自分での手続きが無理であれば、こちらのほうへお電話いただければ給付金の窓口の方にお繋ぎしますので、ご協力よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長

ただ今事務局の方からヘルプマーク運用状況、手話言語条例の運用状況、最後に、特別給付金の申請の状況について説明がありましたけれども、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事等についてはすべて終了いたしました。熱心なまた慎重なご審議いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和2年度第1回赤穂市自立支援協議会を閉じさせていただきたいと思っております。

本日はお疲れさまでした。

(午後3時10分)